事務連絡

平成30年10月2４日

各介護サービス事業所等管理者　様

田辺市保健福祉部長

（公印省略）

介護保険法施行規則の一部改正に伴う各種申請・届出等に係る

文書の一部簡略化等について（通知）

平素は、本市介護保険行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）の一部改正に伴い、次のとおり介護保険サービスの指定申請等に係る事項について一部が次のとおり変更となりました。

１．各種指定申請等（新規・更新）の際に必要となる添付書類について、一部項目が削除

２．変更届出書が必要となる事項から、役員の氏名・生年月日及び住所の項目が

役員の変更を理由とする変更届の提出が不要となるほか、各申請・届出等の添付書類についても文書等の一部が変更されています。当該変更に対応した添付書類一覧につきましては、やすらぎ対策課指導係のホームページに掲載しています。また、各申請書・届出書の様式についても随時改正を行いますので、あわせてホームページをご確認の上、最新の様式を使用下さいますようお願いいたします。

なお、本改正省令の施行日は平成３０年１０月１日となっており、この日以降になされる指定申請等が対象となっておりますが、当面の間は、旧様式でも受付いたします。

また、以上の変更のほか、「介護予防・日常生活支援総合事業」のうち「予防相当訪問型サービス」及び「予防相当通所サービス」に係る各種申請・届出の様式等について、やすらぎ対策課指導係のホームページよりダウンロードできるよう変更を行っておりますので、関係する事業所におかれては併せてご確認のほどお願いいたします。

担当：指導係

電話：0739-33-7033

FAX：0739-25-3994